

## 令和4年 第10回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和4年10月14日(金)午後2時30分 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫  
足立侑律 根木常次 岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生  
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要  
欠席： 平尾温己 袴田博子 横井典行 内山進吾 中安千秋

### 3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穂 石川宗明 斎藤和也 縦弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 吉山和志 渡邊光二 青木善敬 刑部智美 大石真暉

### 4. 審議事項

第66号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第67号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について  
第68号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第69号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第70号議案 非農地証明について  
第71号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認  
について  
第72号議案 農用地利用集積計画の決定について

### 5. 報告事項

報第68号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第69号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第70号 事業計画変更の届出について  
報第71号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第73号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について  
報第74号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第75号 農地の地目変更登記に係る報告について  
報第76号 農業用施設証明について

### 6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和4年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ19名と過半数を超えておりますので本会が成立することをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号4番の平尾温己委員、議席番号8番横井典行委員、議席番号10番袴田博子委員、議席番号12番内山進吾委員、議席番号17番中安千秋委員でございます。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。先月の総会の時に、9月の初めに大雨が降ってこれから大雨について考えていかなければいけないと話した矢先に、台風14号の豪雨で甚大な被害を受けました。このような豪雨や地震といった天災は農産物や私たちの財産まで被害をもたらすものであります。これからより一層これらのことについて考えていかなければならないものであり、被害に遭われた方には心より、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて、皆様にご紹介しておきたいことがあります。先週の6日に長野市農業委員会の方が浜松に研修で来られました。5日に三ヶ日の選果場の視察、翌6日に20名弱の長野市農業委員会の方が北区役所に来庁し、主に人・農地プランについて意見交換会を行いました。浜松の人・農地プランについては、長野市農業委員会の方に好評をいただき、びっくりするような進み具合ということを認識しました。コロナ渦ということもあり私たちが思うようなことは出来ませんでしたが、他の県外の方から好評をもらっていることは、私たちの活動の成果ということではないかと感じています。その他、色々な分野でも意見交換を行い、長野市農業委員会の方には関心を持っていただきました。本当にそれぞれの方面で尽力されている方には感謝したいと思います。また、偶然ではありますが、6日の午後に農林水産省の経営政策課長の平田様という方が、再び浜松に視察に来られました。篠原の農協で私、認定協の会長の鈴木さん、関係各所とうちの職員と出席し、農林水産省の課長、関東農政局の職員、県の職員の方と意見交換会をしました。その場では浜松の人・農地プランの進捗状況や現状についてお話ししました。特に農林水産省の課長が驚いたのは農地所有者アンケートが約17,000人の内81%、担い手農業者アンケートは約1,100人の内93%というアンケート回収率の高さで、こちらの質問の方が多かったです。やはりこれについても事務局が未回収者に対して提出するようにお願いした結果だと思います。そのように集められた大きなデータをもとに皆様のお手元にある資料のベースになっているということで、これからの人・農地プランに役立つと私は思いますし、是非役立てていきたいと考えています。そのような形で各々どのように感じているか分かりませんが、全国的にも浜松の人・農地プランがコロナ渦でもしっかりと進んでいるのではないかと思いますし、今後も皆さんにご協力して頂ければと思います。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

- それでは、只今から、令和4年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
- 局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 それでは、議席番号13番の岡本純委員、議席番号14番の山中秀三委員にお願いいたします。
- 議長 それでは、議事に入ります。第66号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第66号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。
- 青木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号203番外18件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が7件、贈与に係る案件が1件、賃貸借に係る案件が4件、使用貸借に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が5件でございます。
- それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。議案2ページ、地区「三ヶ日」、整理番号212番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町本坂の[REDACTED]さん、64歳でございます。[REDACTED]さんは北区三ヶ日町でみかんを耕作しております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区三ヶ日町本坂の畠、1筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。
- 続きまして、議案4ページ、地区「龍山」、整理番号221番は売買に係る案件でございます。譲受人は、浜北区中条の[REDACTED]さん、46歳でございます。[REDACTED]さんは、これまで農地を借り12・13年程度耕作を行っていました。中山間地の生活に興味があり、住居を探していたところ、申請地の近隣に見つかり、申請地で農業をいたたく、申請にいたったものでございます。申請地は、天竜区龍山町大嶺の畠、9筆で、取得後は、栗、夏みかん、茶などを栽培していく計画でございます。
- この案件につきましては、農地台帳登載申請と、同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。
- 説明は以上でございます。
- 議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会において協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中村 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。

議長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 最後に天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴木 英 新規就農の件も含めて特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 66 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 67 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 5 ページをご覧ください。第 67 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」でございます。担当から説明いたします

青木 今月の申請は、地区「天竜」、整理番号 3 番の 1 件でございます。

それでは、地区「天竜」、整理番号 3 番を説明いたします。申請者は、浜北区横須賀から天竜区長沢に令和 4 年 7 月から移住している [REDACTED] さんです。申請地は、天竜区長沢 [REDACTED] 外 3 筆、合計面積 930 m<sup>2</sup>、地目は田と畑で、[REDACTED] [REDACTED] に位置しております。

[REDACTED] さんは、申請地近隣地を知人と共同でマコモダケの栽培をおこなっていたところ、縁あって空き家を譲っていただけたことになり、この地に移住することになりました。[REDACTED] さんは現在主婦で、今回自宅に隣接した農地を取得し、マコモダケ、そばなどの栽培を行う予定です。今後、ご近所などからアドバイスをもらい、鳥獣被害対策を行い、農地の管理をしていく予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である天竜区長沢 [REDACTED] の区域については、下限面積を水窪地区の基準である 2,000 m<sup>2</sup> から 930 m<sup>2</sup> とする旨を静岡県知事に通知していきます。

説明は、以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴木 英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。
- (質疑応答なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
- 第 67 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないものと認め、承認することといたします。
- 議長 次に、第 68 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 68 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当より説明いたします。
- 青木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 62 番外 4 件でございます。転用目的別の内訳は、農業用施設が 1 件、農家住宅関連が 1 件、賃貸住宅関連が 2 件、駐車場が 1 件でございます。農地区別の内訳は、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 2 件でございます。なお、是正案件は、整理番号 62 番、65 番です。また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。
- 説明は以上でございます。
- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告を願いします。
- 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果 1 点、是正案件がありましたが、確認した結果、計画通りになっていたので特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査の加茂委員からお願いします。
- 加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので私からご報告致します。河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後藤 三ヶ日地区調査会で協議した結果、特に問題ませんでした。
- 議長 最後に、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質疑応答なし)
- 議長 それでは採決いたします。第 68 号議案「農地法 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)

- 議長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議長 次に、第 69 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願います。
- 木下 お手元の議案の 9 ページをご覧ください。第 69 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。
- 吉山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 712 番外 52 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 25 件、事業用の建物関連が 3 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 9 件、太陽光発電が 16 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 9 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 12 件、第 3 種農地が 29 件でございます。なお、是正案は整理番号 740 番、746 番でございます。また、駐車場、資材置場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。
- それでは、議案 9 ページ、地区「中央」、整理番号 712 番をお願いします。中区西丘町の畠 3,907 m<sup>2</sup>について、工場の拡張をしたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。更なる事業拡大を図るため、既存工場に隣接する申請地に工場を増築したく申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] [REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画は、雨水は敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。
- 続きまして、議案 11 ページ、地区「湖東」、整理番号 724 番、725 番をお願いします。権利関係が違うため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による事業計画であるため、併せてご説明いたします。西区和地町の畠 3,883 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置したく、申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、525W の太陽光パネルを 760 枚設置し、発電能力が 399kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には土堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水は浸透枡を 2ヶ所設置し、自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

また、同一事業者による申請で議案 14 ページ、地区「可美」、整理番号 738 番、申請面積 3,976 m<sup>2</sup>、発電能力 465.97kW の太陽光発電設備の設置、議案 15 ページ、地区「都田」、整理番号 744 番、申請面積 2,416 m<sup>2</sup>、発電能力 170.1kW の太陽光発電設備の設置、地区「三ヶ日」、整理番号 748 番、申請面積 1,659 m<sup>2</sup>、発電能力 196.20kW の太陽光発電設備の設置、議案 16 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 751 番、申請面積 1,503 m<sup>2</sup>、発電能力 176.58kW の太陽光発電設備の設置、議案 17 ページ、地区「赤佐」、整理番号 761 番、申請面積 3,345 m<sup>2</sup>、発電能力 392.4kW の太陽光発電設備の設置を計画しております。

続きまして、議案 12 ページ、地区「庄内」、整理番号 728 番をお願いします。西区村櫛町の畠 4,470 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] [REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置したく、申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、655W の太陽光パネルを 649 枚設置し、発電能力が 425.09kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には土堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水は敷地内に素掘りの側溝を設け、既存貯留池へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「白脇」、整理番号 732 番をお願いします。南区白羽町の田 8,646 m<sup>2</sup>について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5(33°) の安定勾配で掘削し、掘削面積 4,134.65 m<sup>2</sup>、最大掘削深 10m、総掘削量は 22,277 m<sup>3</sup>を予定しております。工事期間中は、5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「白脇」、整理番号 733 番をお願いします。南区中田島町の田畠 4,294.89 m<sup>2</sup>について、コンビニエンスストアを設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。交通量が多く、集客を見込める本申請地に店舗を設けたく申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当す

ると判断いたしました。本転用事業は、店舗、物置、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から調整池に流入し排水路へ制限放流し、汚水、雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「都田」、整理番号 745 番をお願いします。北区都田町の田 2 筆、畠 9 畠、面積合計 9,507.27 m<sup>2</sup>について、製品倉庫・寄宿舎等を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。新規受注のため、現工場内の製品置場へ生産機械を新たに導入するため、製品置場の移転が必要となったものですが、現在の工場敷地では必要面積が確保できないため、隣接する申請地に製品倉庫を設けるべく、申請にいたったものでございます。また、寄宿舎に関しては、遠方に居住し、自動車通勤もできない従業員に対応するために申請するものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。農地区分につきましては、(街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えていることから、) 第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、製品倉庫や寄宿舎、駐輪所、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切壁を設置すること、排水計画は、雨水排水を敷地内側溝から調整池に流入させ、既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 749 番と、議案 16 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 750 番をお願いします。同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。北区三ヶ日町駒場の田 14 筆、4,723.46 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、525W の太陽光パネルを合計 860 枚設置し、発電能力が合計で 451.15kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。また、同一事業者による申請で、議案 17 ページ、地区「庵玉」整理番号 762 番、申請面積 2,695

m<sup>2</sup>、発電能力 274.68kW の太陽光発電設備の設置を計画しております。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で姜妃した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の分を加茂委員からお願いします。
- 加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、湖東地区調査会の分を江間委員からお願いします。
- 江間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、庄内地区調査会の分を中村委員からお願いします。
- 中村 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。地区調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 続いて、新津・可美地区調査会の分を根木委員からお願いします。
- 根木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 続いて、都田地区調査会の分を岡本委員からお願いします。
- 岡本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
- 山中 細江地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後藤 三ヶ日地区調査会で協議した結果、整理番号 748、749、750、751 は聞き取り案件でございました。担当の調査員に現地報告して頂きまして、周辺農地に影響がないようにしてくださいと報告を受けましたが、調査会では特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、浜名・浜北地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けています。
- 議長 最後に、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の分を森島委員からお願いします。
- 森島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の案件で整理番号 762 ですが、調査員から報告がありました。報告によると申請地は崖地ではないですが、地下水脈がありそうな所で昔は近くの中学校のグラウンドに湧水が出ていて、ここからの水ではないかということでした。先月の豪雨で浜北区と東区の境周辺で床下浸水があったということでうちの調査会でも

水関係ではとてもデリケートになっていました。そのこともあり、議論させていただきました。問題としては前回の豪雨は1時間あたり118ミリ降ったということで面積を掛けると申請地にどれくらいの雨が降ったか分かります。転用計画を見る限り大雨に対する対策が不十分ではないかと意見がありました。事務局も積極的に取り組んでもらい、事業者の方には昨日までに対応をしていただいて書類をそろえてもらいました。申請地は急傾斜ということではないものの、傾斜があることは確かなので、当初の計画では大雨が降った場合、雨水は低い方にそのまま流れてしまい低い方の貯水機能で申請地全体の排水をカバーしなければいけないということが想定されました。それを見直していただき、申請地を3分割してその分割線に土堰堤を作つて段々としてもらうことでそれに貯水機能があるようにしてもらいました。我々の意見について事業者の方には理解していただいたということと、計画の変更によって我々も理解することができたので問題はないとした。

議長 最後に、笠井・中ノ町地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

松島 帽井・中ノ町地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(足立委員 挙手)

議長 それでは、足立委員

足立 整理番号733ですが、転用事情欄に開発行為と盛土行為とありますが、一方で整理番号745は開発行為と書いてあるだけで盛土行為と書いてないですが、どういうことですか。

県 今足立委員がおっしゃったように整理番号733は開発行為になると同時に田んぼに盛土することで県の盛土条例でいう盛土行為に該当するということになります。なので許可が必要な案件となります。一方、整理番号745は開発行為になるのですが、盛土行為に当たらないということで盛土条例の許可は不要ということになります。

足立 許可不要とはどういうことですか

県 許可は必要ないということです。

足立 許可が必要な基準というのはどのようなものですか。

県 数字的には盛土の面積が1,000m<sup>2</sup>、盛土量が1,000m<sup>3</sup>ですが、具体的に判断しているのは県の盛土対策課で行政書士がこういった目的でこのような計画でいますという形で許可が必要かどうかを協議してもらってその結果、整理番号745は許可不要だったということになります。

議長 他にありますか。

(森島委員 挙手)

議長 それでは森島委員。

森島 これから事務局が補足をしてくれないと今のように委員が疑問に持つことになる可能性があるので、事前に説明をお願いします。

議長 事務局、どうでしょう。

- 県 承知しました。
- 議 長 他にはありますか。
- (小柳委員 挙手)
- 議 長 それでは、小柳委員どうぞ。
- 小 柳 整理番号 748、749 ですが、客観的に見て違う会社なのに代表が同じ人で事業内容も同じということで違和感があるのですが、例えば同じ会社でも事業内容が違うということであれば理解できるのですが、この案件はそれも同じということでどういうことか教えて欲しいです。
- 県 只今の整理番号 748 の [REDACTED] の代表を見てもらいますと [REDACTED] さんということで整理番号 749 の [REDACTED] の代表と同じ方になります。2つの会社はどちらも太陽光発電を行っている会社で、グループ会社ということなので申請にあたっては特に問題はないということになります。
- (伊藤委員 挙手)
- 議 長 それでは、伊藤委員。
- 伊 藤 会社の話がいっぱい出てきて少し分からなかったのですが、例えば整理番号 763 の営農型の案件で言うと転用事情欄に営農者が [REDACTED] となっていて耕作する人が電気事業者になっていますがこの案件のように耕作する人が電気事業者だったり、借り人が電気事業者であるときと、一般の個人の人になっている場合とあってそのまま読めばいいことは十分承知はしているのですが、色々なところに電気事業者が出てきて、よく分からないので改めて太陽光の申請と電気事業者との関係を教えていただければと思います。
- 議 長 伊藤委員、すいません。先に小柳委員の質問について小柳委員は理解できたということでおろしいですか。
- 小 柳 申請に当たって法律上は問題ないことは理解できたのですが、なんでわざわざ分けてきたのかという違和感がぬぐい切れないです。立場的に客観的に見る必要があることは承知していますが、もう少し教えて欲しいです。
- 県 おそらく会社を分けて申請してくるというのは、法人税などの控除を受けたいのではないかと考えられます。違和感があるということは事務局も感じている所です。
- 小 柳 税制上で色々あることは分かりました。ありがとうございました。
- 議 長 それでは、伊藤委員も同じような質問ということでおろしいですか。
- 伊 藤 はい。
- (森島委員 挙手)
- 議 長 それでは、森島委員。
- 森 島 全体として、先ほど申し上げましたが最近の天気、例えば雨の降り方等は今までとかなり違っています。なので、大雨といった対応については農業委員全体で統一的な認識でいた方がいいと思います。今回の浜北の案件だけではないです。調査員が危険だと言った意味合いは地下水脈があってかつて湧水が出ていたということだけではなくて今回の豪雨で東に 1 km ぐらい行ったところで土砂崩れが起こりました。それについて地元

の調査員はそこと今回の申請地と土質が同じだと言っていました。このことの意味の重さは調査会長としてとても緊張感をもって意見を受けました。今回の申請では問題はないということになりましたが、事業者には本当に大丈夫ですかと定期的に確認していきたいと思います。そこを踏まえて資料を差し替えてくれたことかと思いますが、長いお付き合いになるので、我々も地域の農業者に迷惑が掛からないように少し嫌なことも言わなければならぬこともあるかもしれないですが、しっかりと付き合わせていただきたいです。万が一、何かしらの事故だったり今回のような土砂崩れなどが起った時には我々の責任はもちろん事業者にも責任はありますよ、と伝えていきたいと思います。

議 長 正直、私も森島委員が言っていることのように最近の異常気象で色々大変な事が起こりうるということは承知していますが、制度にのっとって私たちがやっていかなければならないということと、地区調査員の意見は大事にしなければいけないので、その制度の中で調整を取っていく必要があると思っていますが、それは各地区調査会の裁量でやって欲しいと思っています。

議 長 それでは、採決いたします。第 69 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 70 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 議案 19 ページをご覧ください。第 70 議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

吉 山 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 21 番、1 件でございます。申請地は平成元年頃に植林され、現在は山林となっているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 70 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 71 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 議案 21 ページをお願いします。第 71 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

吉 山 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号 12 番でございます。被相続人は、平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日に亡くなられた、■さん。相続人は、西区和地町にお住いの、子の■さん、57 歳です。特例農地の面積は申告時、現在ともに 4,189 m<sup>2</sup>です。現地調査をした結果、特例を受けている 6 筆のうち、2 筆はキャベツが耕作されていました。残りの 4 筆につきましては耕作はされていませんが、管理はされていたため、「管理地」として税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第 71 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に。第 72 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 議案 23 ページをお願いします。第 72 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

刑部 それでは別添資料の別冊 1 を説明いたしますが、2 ページ 19 番は議員該当案件になりますのでお願いします。

議長 委員該当案件がございますので、■委員はご退室をお願いします。  
(■委員 退室)

議長 それでは事務局、説明をお願いします。

刑部 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 4 年度第 7 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 4 年 10 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 173 筆、139,806 m<sup>2</sup> の内訳でございます。今月は、笠井地区での 2 筆をはじめとして、計 21 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 16 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、17 ページは所有権移転を掲載しております。議案に入る前に 1 か所訂正がございます。10 ページの 24 番、■の農業従事者数 1 人を 7 人に訂正をお願いします。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。■さんです。浜北区小林の農業者、■さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。浜北区豊保 ■の畑の一部、1,005 m<sup>2</sup>を借り受け、海老芋の栽培を予定しております。

次に、5 ページの 1 番をご覧ください。■さんです。浜北区小松の農業者、■さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。浜北区内野 ■の畑、2,276 m<sup>2</sup>を借り受け、モリンガの栽培を予定しております。

次に、15 ページ、16 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 21 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長　只今、事務局から説明がありましたが、各調査会で何か補足意見はありますでしょうか。

(補足意見なし)

議長　その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長　それでは、ご意見もないようですので、第 72 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長　異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、■委員はご入室をお願いします。

(■委員 入室)

議長　次に、報告事項の第 68 号から第 76 号までを、事務局から報告お願ひします。

議案 25 ページをご覧ください。項第 68 号から項第 76 号までの一覧が載っておりますのでご確認よろしくお願ひします。

議長　只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長　それでは、その他として委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願ひいたします。

足立　・農地所有適格法人のチェックリストの件について  
(その他報告なし)

議長　それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願ひします。

局長　・農業会議情報について

木下　今後の会議予定

・令和 4 年 第 11 回 農業委員会総会

　日時 令和 4 年 11 月 15 日(火) 午後 2 時 30 分から

　場所 北区役所 3 階 31・32 議室

・令和 4 年度浜松市農業委員会研修

　日時 令和 4 年 10 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分から

　場所 浜松市可美公園総合センターホール

以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会

総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 35 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 4 年 11 月 15 日(火)

会長 松島 好則

委員 山中 秀三

委員 岡本 純